

## 浜松市調べ学習コンクール開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立中央図書館と浜松市教育委員会指導課が、浜松市における子ども(主に小学生)の調べ学習の振興と学校図書館及び公共図書館利用の一層の促進を目的とした浜松市調べ学習コンクール(以下「調べ学習コンクール」という。)の開催と運営に関し、必要な事項を定める。

### (開催主旨)

第2条 小学生が「問題発見・解決能力」や「情報活用能力」等、新しい時代に求められる資質・能力を育むために、図書館の本やインターネット等を用い、日常生活や学習上の疑問点を解決する調べ学習の振興と、図書館利用の一層の促進を図ることを目的とする。

2 公益財団法人図書館振興財団が主催する「図書館を使った調べる学習コンクール」(以下「全国コンクール」という。)の地域コンクールとして開催する。

### (主催)

第3条 調べ学習コンクールは、浜松市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)と浜松市教育委員会指導課(以下「指導課」という。)の共催により開催する。

### (後援)

第4条 調べ学習コンクールは、公益社団法人浜松青年会議所及び公益財団法人図書館振興財団の後援を受けて開催する。

### (対象)

第5条 浜松市内の小学校に通う3年生から6年生までの児童を対象とし、個人単位の応募とする。

### (作品募集)

第6条 毎年度に決定される「浜松市調べ学習コンクール募集要項」に準じて行う。

### (表彰区分)

第7条 調べ学習コンクールは、次に掲げる賞を設置する。

- (1) 浜松市長賞、浜松市教育長賞、浜松市立中央図書館長賞 各1点ずつ計3点
- (2) 優秀賞 各学年2点ずつ計8点
- (3) 優良賞 各学年3点ずつ計12点
- (4) 奨励賞 各学年5点ずつ計20点
- (5) 学校賞 5校程度

### (事務局)

第8条 調べ学習コンクール事務局は、浜松市立図書館内に設置する。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 調べ学習コンクール開催に関すること。
- (2) 作品の募集と応募作品の取りまとめに関すること。

- (3) 審査会開催に関すること。
- (4) 表彰式開催に関すること。
- (5) 全国コンクールへの作品の発送に関すること。
- (6) 応募作品の返却と副賞の配布に関すること。

3 事務局員は、中央図書館長及び指導課長の指名したものをもって充てる。

(審査会)

第9条 審査会は、次に掲げる委員長及び審査員をもって組織する。

(1) 委員長は、浜松市退職校長親和会より審査員として推薦のあった会員7名から1名を互選する。

(2) 審査員は、浜松市退職校長親和会理事会より推薦のあった会員のうち委員長を除く6名、後援団体の公益社団法人浜松青年会議所より選出されたメンバー2名、中央図書館長及び中央図書館職員2名、指導課長の12人とする。ただし、中央図書館長及び指導課長の参加が見込めない場合は、代理の職員を審査員とする。

2 委員長及び審査員の任期は、原則2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

3 審査会は、別に定める調べ学習コンクール審査基準に基づき、応募作品の審査を行い、第7条に掲げる賞を決定する。

(作品の複製と保存)

第10条 受賞作品のうち、特に優秀と認められる作品は、調べ学習コンクール事務局によって複製、保存する。また、図書館内等で作品を展示する場合は、製作者の同意を得ることとする。

(全国コンクールへの参加)

第11条 受賞作品のうち、特に優秀と認められる作品は、全国コンクールへ推薦する。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、この規定の施行について必要な事項は、中央図書館と指導課が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。